

# 第7回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第7回定例会

令和2年10月29日

開会 13時30分

閉会 16時30分

出席委員  
(22名)

会長 依田 繁二

会長代理 若林 泰平

1 荻原 勝夫

14 齊藤 敏彦

2 深井 佳人

15 関 敏夫

3 武井 誠

16 小宮山 信幸

5 関 一夫

17 小野澤 文利

6 小林 澄男

18 笹平 民男

7 小山 孝幸

推進 射手 誠司

8 青木 茂良

推進 佐藤 邦利

10 成山 喜枝

推進 杉田 修司

11 柳澤 峰晴

推進 荻原 清一

12 宮下 通

13 大塚 賢

欠席委員

推進 関 泰秀

議事録署名委員

15 関 敏夫

16 小宮山 信幸

出席職員  
(5名)

農業委員会事務局

事務局長 関 博一

事務局次長 小宮山 真二

事務局 河口 晋也

事務局 土屋 綾

事務局 白井 由貴子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第7回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館 2階大会議室

会長代理

ご苦勞様です。令和2年度第7回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さん、こんにちは。今年は台風被害もほとんどなく、収穫の秋もあと一息で無事終わりを迎えようとしています。委員の皆さんも安堵されたのではないかと感じています。朝晩はすっかり寒くなり、霜が降りる季節となりました。新型コロナウイルス感染症も、インフルエンザウイルスと並行して第三波が予想される衛生環境で地元の方との折衝にあたっていただくわけですが、健康には充分注意して、農業委員の業務を進めていただくようお願いします。

9月の末から10月にかけて人・農地プランの実質化について市内5地区で推進委員会が開催され、地区ごとの原状把握と、今後のスケジュール等を確認されました。委員の皆さんには、農地保全の一層の地区推進をお願いします。本日の定例総会に入ります。本日の議事録署名人は、関敏夫委員と小宮山委員をお願いします。本日の欠席者は関泰秀委員です。

それでは議事に入ります。第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

番号1、〇〇ほか1筆、図面は1ページをご覧ください。場所は〇〇集落内の〇〇東にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではぶどうを栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地で近いため、問題ないと判断しました。

2番案件と3番案件は関連があるため一括の説明といたします。番号2、〇〇、番号3、〇〇、図面は2ページをご覧ください。両案件ともに〇〇集落内にある農地です。譲受人、譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。両申請ともに譲受人は申請地の隣地に耕作地を所有しており農作業の効率化のためお互いの農地の交換を行うものです。申請地ではともに野菜を栽培する予定です。2番案件は譲受人の自宅から車で2分、3番案件は譲受人の自宅から車で10分ということで近いため、問題ないと判断しました。

番号4、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇から東へ400メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では米を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣地で近いため、問題ないと判断しました。

5番案件は、5条の計画変更と関連しているため、後ほど第3号議案の

中で一括説明をいたします。以上です。

議長                    ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして若林代理より説明をお願いします。

若林代理                譲渡人の〇〇さんは定年後ブドウを作っていますが、農業については自分の代までと決めているようです。家族は〇〇におられ、農繁期に奥様が手伝いに来る程度です。譲受人の〇〇さんは、申請地の東側には自分のブドウ園もあり、普通の畑として利用することも可能な土地なので、利用価値が高いと思われます。双方にとって利のある話だと思しますので、審議をよろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら採決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号2と3の案件につきまして、笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員                〇〇さんも、元は〇〇の出身です。40年程前から話があったそうですが、書類が滞っていて提出されていなかったということです。お互い大きな畑の隅に相手の小さな畑があり、交換するというので今回申請されたようです。農地同士の交換で問題はないと思いますが、ご審議をよろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございます。それでは質疑に入ります。まず番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。ないようでしたら続いて番号3の案件につきまして、ご質問等ある方はいらっしゃいますか。特にないようでしたら裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号4の案件につきまして、宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員 譲渡人の〇〇さんは高齢で、農業に対して意欲もなく、譲り渡す決心をしたようです。譲受人は地元の〇〇です。北側の農地を耕作しており、すぐ下の農地を譲り受け、自分たちで耕作するという事です。東御市の農業に関する基準も遵守するとのことでした。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小野澤委員 譲受人が〇〇ということですが、農地として果たして利用されるのかどうか、確認したいと思います。

事務局 譲受人の職業は〇〇ですが、先ほどの説明にもありました通り、申請地の北側の〇〇平方メートルほどの田で稲作をしており、今回の営農計画でも〇〇さんが年間55日、夫の〇〇さんが年間100日程度従事するという申請です。要件的には農機具等も所有しており、農作業歴も11年あり、特段問題ないと判断しました。

議長 地元委員は極力農地の現況を把握していただくようお願いします。それでは採決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定いたします。続きまして番号5の案件につきましては、事務局から説明があった通り関連のある第3号議案と合わせて説明と審議をさせていただきます。それでは、第2号議案農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番号1、〇〇、図面は4ページをご覧ください。場所は〇〇の北にある農地です。農業用倉庫敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。申請地の近隣に農地を所有しており、申請地に農機具等の倉庫を建築したいとのことです。農用地区域内農地ですが、転用目的が農業用倉庫ということで、農振法に規定される農用地利用計画に指定された用途に供する施設のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員 この案件の〇〇氏は、先月、農地法3条の規定によって許可をいただい

て、生前贈与された方です。〇〇の方で、自宅近くに申請地があります。この申請地に農業用倉庫を一棟建てたいということです。自宅のすぐ裏で、問題はないと思いますので審議をお願い致します。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。計画変更1、計画変更2、計画変更3、番号1の案件及び先ほどの3条申請の番号5の案件は関連しているため一括の説明と致します。図面の6ページ7ページをご覧ください。場所は〇〇の南にある農地です。計画変更1は〇〇で、農地敷地への計画変更申請です。計画変更2は〇〇、計画変更3は〇〇で、共に住宅敷地への計画変更申請です。まず計画変更の経過として、当初は譲渡人2名共に昭和45年に住宅敷地で5条転用許可を受けましたが、申請者の都合で住宅建設が遅延し、昭和49年に東御市が都市計画区域に指定されたため、公道との接道が2m以上必要となり、住宅建設が出来なくなり今日に至ります。住宅建設にあたり公道との接道要件を満たすため、〇〇から〇〇部分を分筆し、〇〇と〇〇をセットで住宅建設を計画することにより、公道との接道要件を満たし住宅建設が可能となります。このたび、両土地の調整が付いたため、〇〇と〇〇は5条1番案件として住宅敷地へ内容を変更するための申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。また、残りの〇〇部分については、農地敷地に変更し、3条の5番案件として所有権移転をするものです。譲受人は〇〇の方で、農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地ではイチジクやブルーベリーを栽培する予定です。譲受人の自宅から車で15分と近いため、問題ないと判断しました。なお、この3条申請の許可日は5条の計画変更1の承認と同日になります。

番号2、〇〇、所有権移転です。図面は8ページをご覧ください。〇〇集落内の〇〇東にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は家族の所有する車両が増え、駐車場が不足しており、申請地に駐車場を計画するものです。なお、申請地は令和2年9月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、

転用はやむを得ないと判断しました。

番号3、〇〇ほか3筆の所有権移転です。図面は10ページをご覧ください。〇〇沿い〇〇信号から東に900メートルほど進んだ先にある農地です。太陽光発電設備敷地の申請です。譲受人は〇〇の売電事業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電設備を設置したいとのことです。パネル枚数は189枚、発電出力は49.5キロワットです。配置は図面12ページを参照してください。雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中で、地元同意は取れているとのことです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号4、〇〇、所有権移転です。図面は10ページをご覧ください。〇〇沿い〇〇信号から東に900メートルほど進んだ先にある農地です。太陽光発電設備敷地の申請です。譲受人は〇〇の売電事業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地に太陽光発電設備を設置したいとのことです。パネル枚数は196枚、発電出力は49.5キロワットです。全体計画では隣接地の山林491平方メートルも含め、合計1669平方メートルでパネル枚数252枚となります。配置は図面14ページを参照してください。なお、雨水対策及び地元協定等については、太陽光発電施設設置に関するガイドラインの基準をクリアすることを前提に生活環境課と現在協議中で、地元同意はとれているとのことです。第2種農地で代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。

番号5、〇〇、所有権移転です。図面は15ページをご覧ください。〇〇の西にある農地です。建築条件付土地敷地の申請です。譲受人は宅建業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇や〇〇で建売住宅販売の実績があります。申請地にて282平方メートルから326平方メートルの3区画の分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。本申請は建築条件付きの建売分譲ということで、通常の建売分譲と異なり、分譲地に販売期間を設け、分譲地の購入者がハウスメーカー等の建築業者と契約して住宅を建築するものです。販売期間中に販売できなかった分譲区画には転用事業者が住宅を建築して、建売分譲を行います。雨水は地下浸透、雑排水は公共下水道に接続放流する計画です。なお、申請地は令和2年9月に農振除外済みです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号6、〇〇、所有権移転です。図面は15ページをご覧ください。〇〇の北にある農地です。駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の機械部品研磨加工業を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は隣接地の会社駐車場が不足しており、申請地に駐車場を計画するものです。第

1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

番号7、〇〇、所有権移転です。図面は19ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在アパートに住んでいますが、手狭なため、申請地に住宅を建築したいとのことです。申請地はおおむね300メートル以内にしなの鉄道滋野駅がある第3種農地のため、転用は問題ないと判断しました。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1、計画変更2、計画変更3、5条の番号1、3条の番号5の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員

所在地は〇〇で、〇〇の南にある土地です。当初の譲受人は〇〇在住の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんでした。計画者である〇〇さんは〇〇の実家に住んでおり、結婚を機に申請地を求めて、住宅を建設するべく昭和45年9月17日付で農地法の許可を取得しました。結婚後しばらくは実家にて妻と両親と暮らしていたそうですが、冬になり、妻が「長野県は寒くて嫌だ。〇〇に帰りたい」と言い出し、住宅の建設をしばらく見合わせることにしたそうです。そんな中、4年後の昭和49年に当時の東部町が都市計画区域に指定され、公道との接道部分が幅2メートル以上必要になりました。しかし現状は幅1メートルしかないため、住宅建設ができなくなってしまいました。このため、入口である公道との接道部分について、〇〇を計画している〇〇在住の〇〇さんと話し合いを持ちましたが、片方が通路部分を譲っても、残地部分の土地利用ができなくなることから交渉は決裂し、〇〇さんは申請地への住宅建設を断念し、妻の実家のある〇〇へ移住してしまいました。宅建業者に土地の売却依頼をしてきたものの、入口通路部分がネックとなり買い手がつきませんでした。

この度、申請地を農地として取得し耕作する承継者として〇〇在住の〇〇さんが現れ、円満解決に至りました。〇〇さんは〇〇出身であり近隣に農地を7,979平方メートル所有し、野菜類を栽培しているそうです。夫と2人で農業に従事し、管理機1台、軽トラック1台、草刈り機1台を所有しています。この土地は自宅から7キロメートル、車で15分の距離です。農業経験は父の代からあり、夫は農作業経験30年のベテランで農薬の使用方法なども熟知しており特に支障となることはありません。申請地の作付作物はイチジク、ブルーベリーを予定し、申請通り耕作することの確約書も添付されております。譲り受ける者として適任であり、有効に土地利用されることとなりますので、審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1、計画変更2、計画変更3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。計画変更1から3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして5条番号1の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして3条番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。3条番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして5条番号2の案件につきまして、若林代理より説明をお願いします。

若林代理

先ほど第1号議案、3条番号1で説明しました農地の南側に隣接する農地になります。こちらは9月に農振除外の適用を受けております。譲受人の〇〇さんの実家は申請地の斜め前になります。今までは実家の庭を使っていたが、今回の土地を取得することで、乗用車5台と農耕車3台の格納スペースが確保できることになります。審議をよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。それでは5条番号3の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員

太陽光発電の案件になります。8月に申請のあった〇〇さんの畑の隣接地になります。〇〇の信号から〇〇方面に進んで、〇〇の横です。譲渡人の〇〇さんは現在〇〇に住んでおり、高齢でこちらへは来られないということで、〇〇に譲り渡すとのことです。譲受人の会社は〇〇にあり、設立は平成22年6月8日です。業務内容はキノコ等農産物の販売・加工、太

陽光・風力・水力・バイオ発電等です。よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

青木委員               危険性の検討や地元と話しあった結果、業者が撤退した場合はどうなるのかお聞きしたい。

事務局                 本申請は地元調整が付いているとのことですが、何らかの事情で事業が中止になった場合で、農地に戻すということであれば、再度、手続きを行っていただくことになります。

議長                    ほかにご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

小宮山委員             パネル配置図に植栽するとあるのは、ガイドライン等で土留め目的とされているものなのでしょうか？

事務局                 こちらからの指示ではありませんので、自主的な提案です。また景観面にも配慮したものと思われま。

議長                    ほかにご意見ご質問等のある方はいらっしゃいますか。特にないようです。それで裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)             全員の賛成と認め、決定いたします。それでは5条番号4の案件につきまして、大塚委員より説明をお願いします。

大塚委員               同じく太陽光発電の案件になります。場所は番号3の農地の少し上で、譲渡人の〇〇さんは高齢で管理ができないため、同じく〇〇に土地を譲るものです。審議をよろしくお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

齊藤委員               傾斜地で太陽光発電をすることに対してどのような対策をするのか。大量の雨が降ると土砂が流れてしまうというのは否めない。今後、ガイドラインの内容の検証も含め、生活環境課の方でしっかり対応をしていただきたいと思います。

事務局                   ご存じの通り、太陽光発電で土砂が出てしまったところがあります。そこで市の方でガイドラインを作成しました。今回のご意見については担当課へ報告させていただきます。

議長                     それでは裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。それでは5条番号5の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員               〇〇の本通りより西に約300メートル、また〇〇より南に約200メートルの場所にある土地です。譲渡人の〇〇さんの自宅からは約300メートルです。〇〇さんは現在〇〇歳で15年前に夫を亡くし、〇〇歳の義母と2人暮らしです。義母の介護をしながらで経済面も厳しく、今回譲り渡すことになったそうです。譲受人の〇〇は〇〇の企業です。特定建築条件付土地として3区画の分譲地となります。隣接者の同意、また周辺農地への影響につきましても問題はないと考えますのでご審議をお願いいたします。

議長                     ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)            全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号6の案件につきまして齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員               譲渡人の〇〇氏と譲受人の〇〇を経営している〇〇氏は親子関係にあります。申請地は譲受人の自宅・事務所の入口横で、現在は農業用ビニールハウスが建っており、農業用機械や農業用資材が置かれています。〇〇の業績向上を受けて従業員・来客が増加し、駐車場が不足しているという理由での転用になります。余談ですが、撤去したビニールハウスの中身は先ほど4条番号1の案件でお認めいただいた農業用倉庫に入れる予定です。隣接者の同意も得ており、問題はないと考えられますのでご審議をお願いします。

議長                     ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特  
ないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方  
は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号7の案件につ  
きまして佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 ○○にある畑で、周りは住宅に囲まれている土地です。申請者は、現在  
申請地近くのアパートに住んでいます。宅地への転用は問題ないと思われ  
ますが、審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号7の案件につ  
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特  
ないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方  
は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。  
続きまして第4号議案農地利用集積計画について事務局から説明をお  
願いします。

事務局 議案第4号農地利用集積計画10月分について説明します。資料の5ペ  
ージが通常の利用権設定になります。4件11筆、10,259平方メー  
トルです。6ページが所有権移転となります。1件1筆、3,212平方  
メートルです。7ページが中間管理事業を使った利用権設定となります。  
7件13筆、24,938平方メートルです。10月は全体で12件25  
筆、38,409平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方  
は挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入ります。農地  
利用集積計画10月分につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして農業経営改善計画認  
定意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局 第7回農業経営改善計画認定意見聴取について説明します。今月は2件  
の更新と1件の新規です。

1件目は○○さんで、1回目の更新です。営農類型は、現状・目標とも



小山委員

〇〇は、〇〇に本社があり、〇〇や、〇〇では20年以上前から事業を始めています。鉢物の花を中心に、春先には野菜苗の出荷をしており、常時約100人ほど雇用しています。事務局説明にもありましたが、作業管理システムやハウス環境管理システム導入し、時間の空いた時にはトマトやパプリカの栽培をしていきたいそうです。以上です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので採決に入ります。2件目の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして3件目の説明を事務局より説明をお願いします。

事務局

3件目は、〇〇で、新規の申請です。既に認定されている〇〇の子会社になります。営農類型は果樹類としてワインブドウを目標としています。農業経営の原状及びその改善に関する目標につきまして、年間所得4,396万円、年間労働時間は1,920時間です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標は、ワインブドウを作付面積で130アール、生産量にして4,680キログラム収穫したいそうです。農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業ですが、ワイン受託製造販売、農業サービス、仕入ワイン販売、「ぶどうの木」会等を行っていききたいそうです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置として、機械化・効率化を図りたいそうです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置は、政策金融公庫の資金「スーパーL」を令和3～4年度に〇〇円借り入れる予定です。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画では、リーフカットユニット付のマルチワン1式、ラジコン草刈機1台、全自動フィラー・コルカー・キャッパーを1台導入したいそうです。以上です。

議長

ありがとうございました。宮下委員より説明をお願いします。

宮下委員

親会社の〇〇は市と県で開発している御堂地区で、第二工期までに5ヘクタールを耕作しています。来年の3月には第三工期にさらに6ヘクタールの農地を作りたいそうです。規模を拡大するためにヨーロッパの方式を取り入れて機械化を進めていくそうです。リーフカッターや、瓶詰め作業を自動で行える機械、現在乗用モアで行っている草刈りもラジコンでできるようにする予定です。社長の考えでは、御堂に関係する小規模ワイン農家の指導や、作業機械貸出等の支援、販売ルート確保の協力のために〇〇

を設立したとのことです。

議長                    ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

関委員                常時雇用者が1人の見通しとありますが、機械化するといってもこれだけの面積を1人で耕作できるのでしょうか。生食ブドウを作っている感覚からすると、この規模を1人ではとても無理だと思うのですが。

事務局                目標の5年後までという範囲では専従者は1名の予定とのことです。

議長                    ほかにご質問のある方いらっしゃいますか。ないようですので、農業経営改善計画の意見聴取について終了させていただきます。

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人 \_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)